

# 魚津市コンベンション開催事業補助金のご案内

## 1. 対象となるコンベンション

学会、大会・会議、企業ミーティング、合宿及び教育旅行並びにこれらに類するもの  
※各用語の定義は下部をご確認ください。

## 2. 要件 ※次の要件を全て満たすこと

- コンベンションの全部又は一部が魚津市内で開催されるもの。
- 参加者のうち富山県外から参加する者で、市内の民間宿泊施設に宿泊するものの延べ人数が、50人以上であること。
- コンベンションを開催するに当たり、魚津市・魚津市教育委員会から別に補助金、負担金等の交付や財政的支援（会場使用料の減免を含む。）を受けていないこと。
- 国又は地方公共団体が主催・共催するものでないこと。
- 政治活動、宗教的活動又は営利活動を目的とするものでないこと。
- 公序良俗を害するものでないこと。

## 3. 補助金の額

### ○ コンベンションの開催に要する魚津市内での宿泊費

- ① 県外からの参加者… 1人1泊 1,000円
- ② 外国からの参加者で日本国籍を有しない者… 1人1泊 6,000円

### ○ 補助限度額

- ① 学会、大会・会議、企業ミーティング… 1団体1回につき 50万円
- ② 合宿、教育旅行… 1団体1回につき 30万円

【例】 県外参加者50人・外国からの参加者5人で、3泊4日の学会の場合  
(県外からの延べ宿泊者数 150人泊×1,000円)

+ (外国からの延べ宿泊者数 15人泊 ×6,000円) = 補助金額 240,000円

### 【用語の定義】

#### 学会

学者等により構成される団体であって、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とするものが主体となって、当該団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会又はこれらに類するものをいう。

#### 大会・会議

各種の団体及び組織の構成員が、特定の課題に対して意見の発表又は討論をするための集会又はこれらに類するもの（スポーツ大会等を除く。）をいう。

#### 企業ミーティング

企業等が自社の社員、グループ社員等に対して行う各種会議、研修会、セミナー、式典等又はこれらに類するものをいう。

#### 合宿

各種の団体及び組織の構成員が行うスポーツ活動、文化活動等に関する練習若しくは交流、親睦を目的とした活動又はこれらに類するものを行うために、一定期間滞在するものをいう。ただし、大会出場を目的として、大会の直前又は直後に一定期間滞在するものを除く。

#### 教育旅行

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校又は専修学校行事の一環として、教職員の引率により児童又は生徒が行う団体行動を伴う見学、研修のための旅行又はこれらに類するものをいう。

#### 宿泊施設

ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設（市営の宿泊施設、キャンプ場等の簡易な施設を除く。）をいう。

# 魚津市コンベンション開催事業補助金のご案内

## 4. 申請するには

※申請前に、末尾記載の担当係までご連絡をお願いいたします。

※原則として、コンベンションの開催日1か月前

(その日が閉庁日に該当する場合、その直前の開庁日) までに申請してください。

### 【申請に必要な書類】

- ① 魚津市コンベンション開催事業補助金交付申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書 (様式第2号)
- ③ 収支予算書 (様式第3号)
- ④ 参加者名簿
- ⑤ 開催要領

※①～③は、魚津市役所HPからダウンロードのうえ、ご入力ください。

※④～⑤は、特に様式を定めていません。

## 5. 内容に変更・中止等があったとき

宿泊者数に変更が生じたときなどに、変更承認申請書を提出していただく必要があります。  
(※ただし、補助申請金額に変更がない場合は、提出する必要はありません。)

- ① 魚津市コンベンション開催事業変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第5号)
- ② 事業計画書 (様式第2号)
- ③ 収支予算書 (様式第3号)
- ④ 参加者名簿

※①は、魚津市役所HPからダウンロードのうえ、ご入力ください。

※②～④は、変更後の内容をご入力ください。

## 6. コンベンションが終了したら

コンベンション終了後、1ヶ月以内に実績報告書を提出してください。

### 【実績報告に必要な書類】

- ① 魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書 (様式第6号)
- ② 事業実績書 (様式第7号)
- ③ 収支決算書 (様式第8号)
- ④ 宿泊証明書 (様式第9号)
- ⑤ コンベンション開催施設利用料の請求書又は領収書の写し
- ⑥ 請求書兼振込依頼書
- ⑦ 委任状 (※申請者と振込先の名義が異なる場合)

※①～⑦は、魚津市役所HPからダウンロードのうえ、ご入力ください。

## 7. 補助金の交付について

補助金の交付は、原則、実績報告書提出後になります。（口座振込）

## 8. その他留意事項

### ●提出書類について

- 4 - ①魚津市コンベンション開催事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 5 - ①魚津市コンベンション開催事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）
- 6 - ①魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書（様式第6号）
  - ⑥請求書兼振込依頼書
  - ⑦委任状（※申請者と振込先の名義が異なる場合）

これら書類の住所・氏名（肩書きを含む）は統一してください。  
また、⑥⑦については印鑑も統一してください。

- 電話等でご連絡をさせていただく場合がありますので、担当者の氏名・電話番号等についてお知らせ下さい。

～～ 書類の提出及びお問い合わせ先 ～～

**魚津市商工観光課観光戦略係**

〒937-8555

富山県魚津市釈迦堂1-10-1

【TEL】 0765-23-1025

【FAX】 0765-23-1060

【E-Mail】 [kanko@city.uozu.lg.jp](mailto:kanko@city.uozu.lg.jp)